

つくばみらい市訓令第 6 号

つくばみらい市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 5 月 21 日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市文書管理規程の一部を改正する訓令

つくばみらい市文書管理規程（平成 1 8 年つくばみらい市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第8号(第18条関係)

報告・連絡書

相手方(会議名)	区分	記録者
(電話 ー ー)	☐ 会議 ☐ 電話 ☐ 来訪 ☐ その他()	職氏名
主題		
(内容)		

様式第8号(第18条関係)

報告・連絡書

市長	副市長	部長	課長	課員	記録者 職氏名 ㊟
相手方(会議名) (電話 — —)				あて先	区分 ☐ 会議 ☐ 電話 ☐ 来訪 ☐ その他()
主題					
(内容)					
ファイル分類			公開・非公開の区分	非公開とする部分、理由等	文書公開 審査員
			☐ 公開 ☐ 部分公開 ☐ 非公開	条例第 条 号に該当	
保存(保管)年限				保管上の取扱い	文書管理 主任
☐ 1年 ☐ 3年 ☐ 5年 ☐ 10年 ☐ 永年 ☐ 随時廃棄 ☐ その他()				☐ 現年度(現年)未廃棄 ☐ 移替え後廃棄 ☐ 移替え後書庫 ☐ その他()	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。